

本日の次第

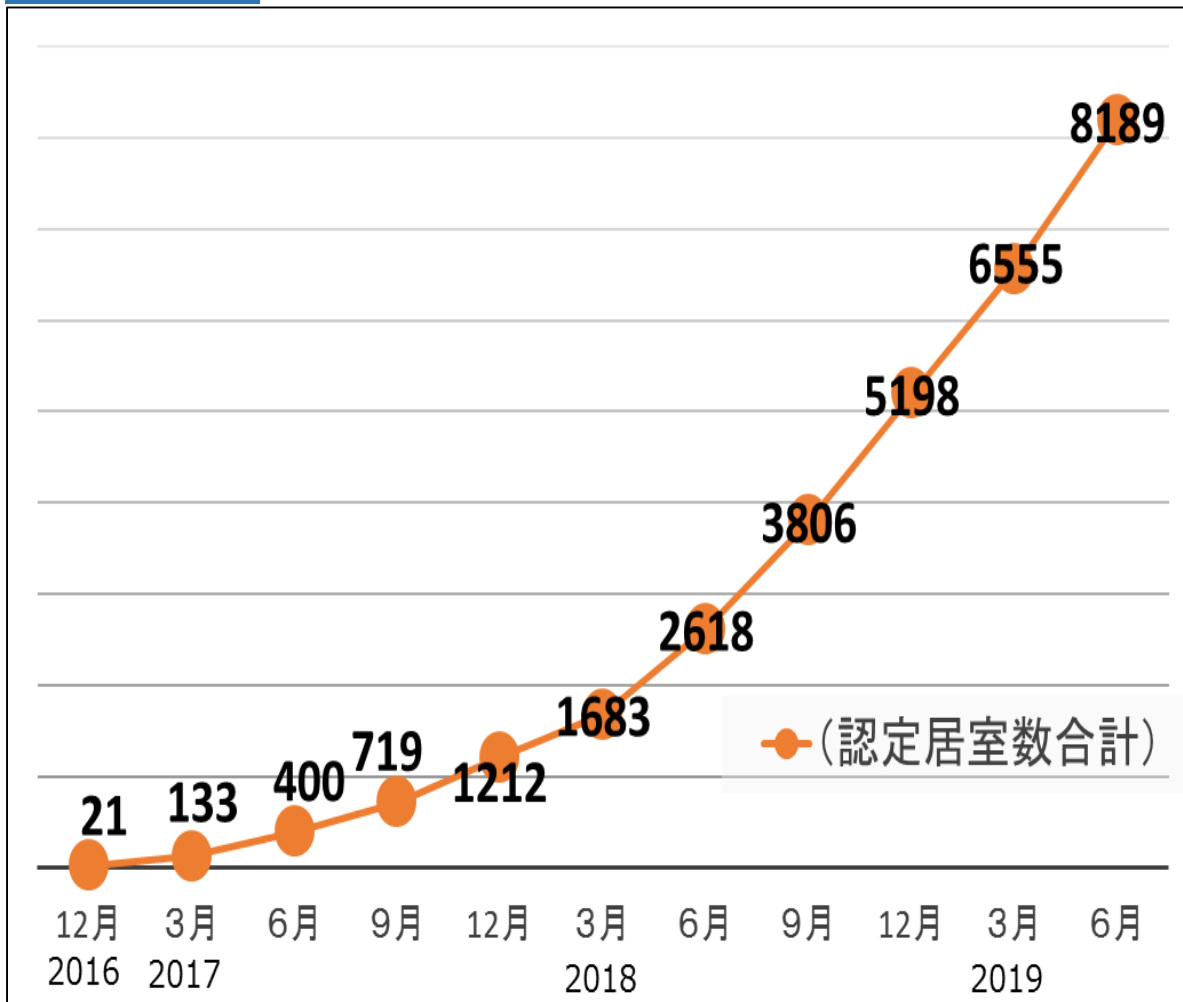
- ① G20開催時点における違法民泊の状況
- ② 課題
- ③ 今後の活動
- ④ その他

特区民泊、新法民泊の推移

G20開催時点で、民泊施設が少なくとも**約11,000室**まで増加

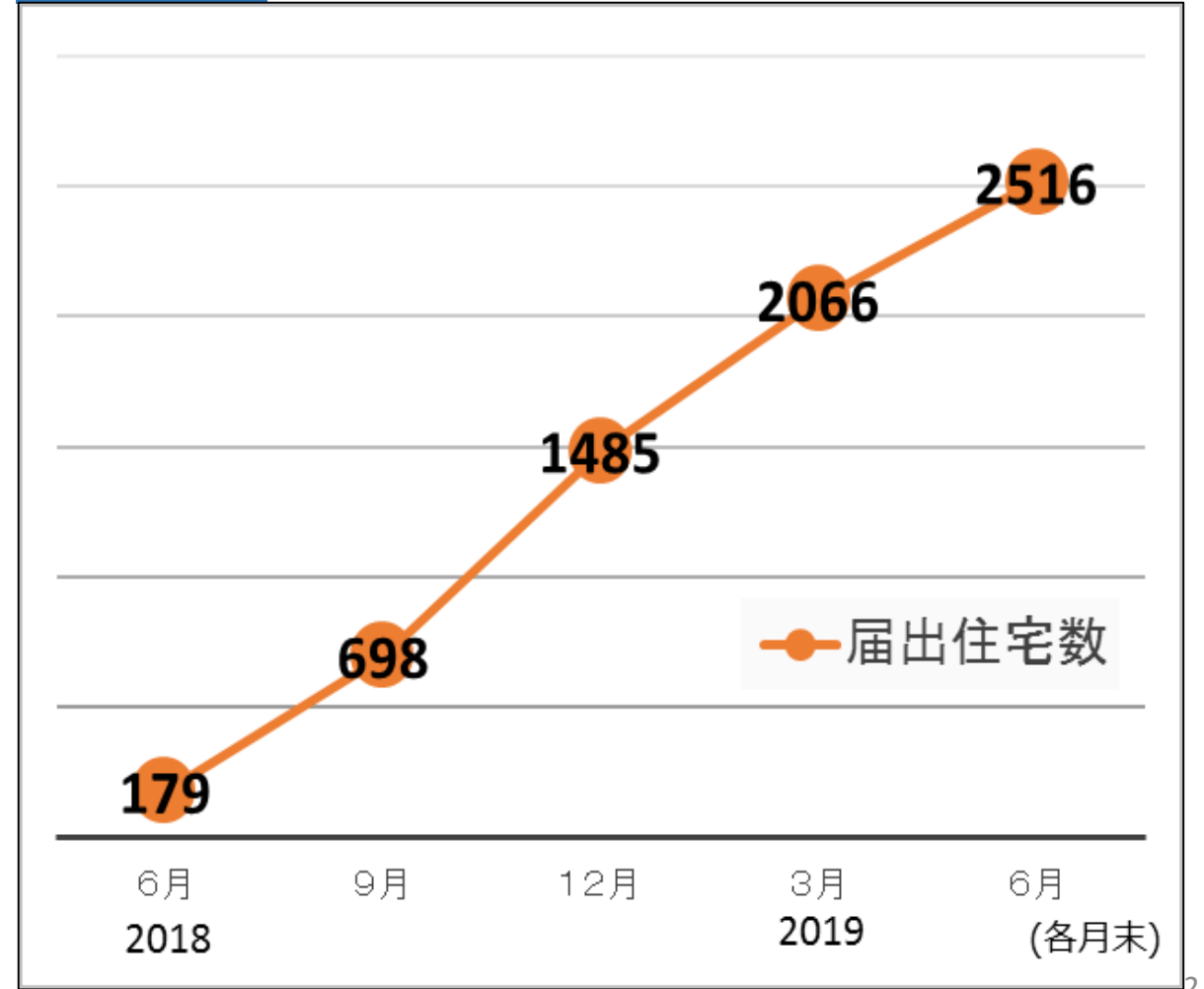
特区民泊

8月末時点：9,043室



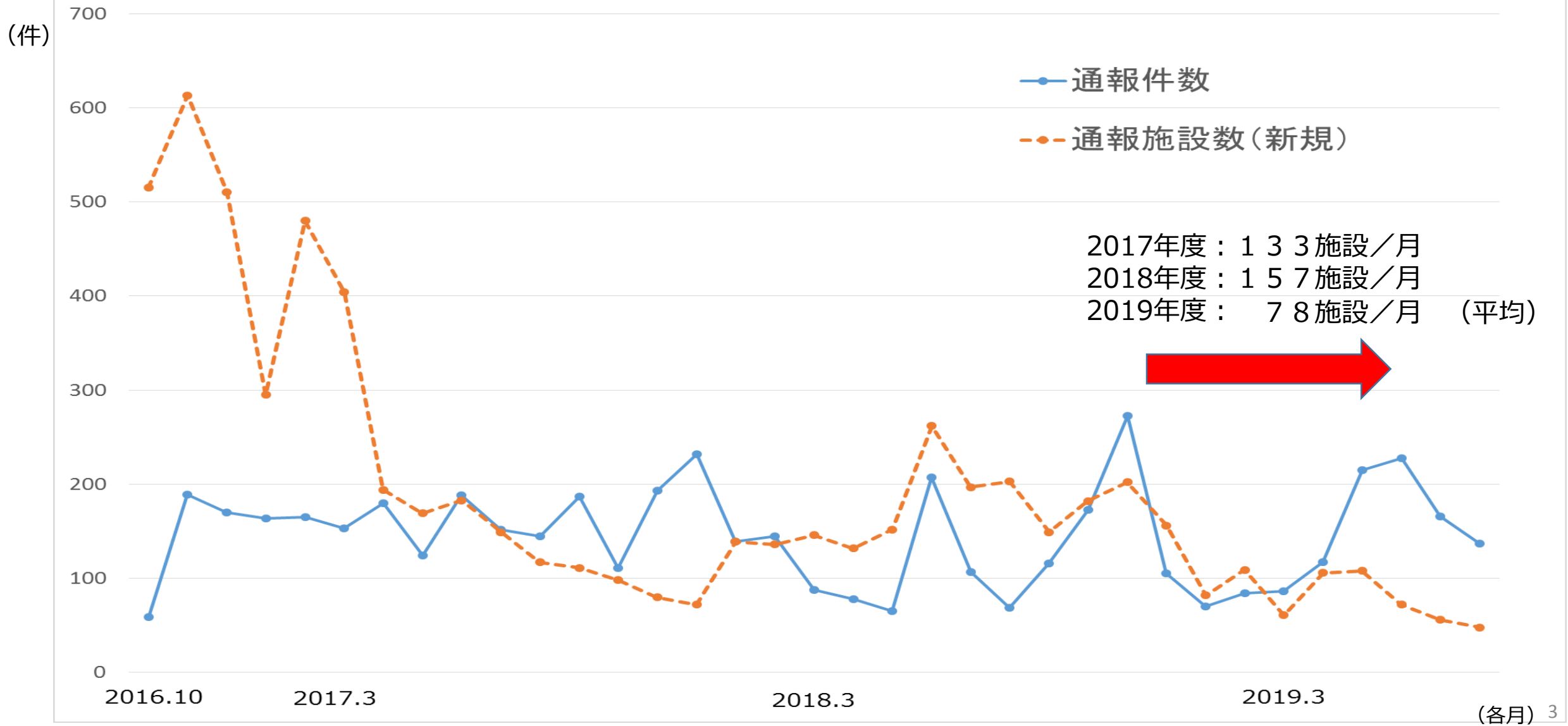
新法民泊

8月末時点：2,597件



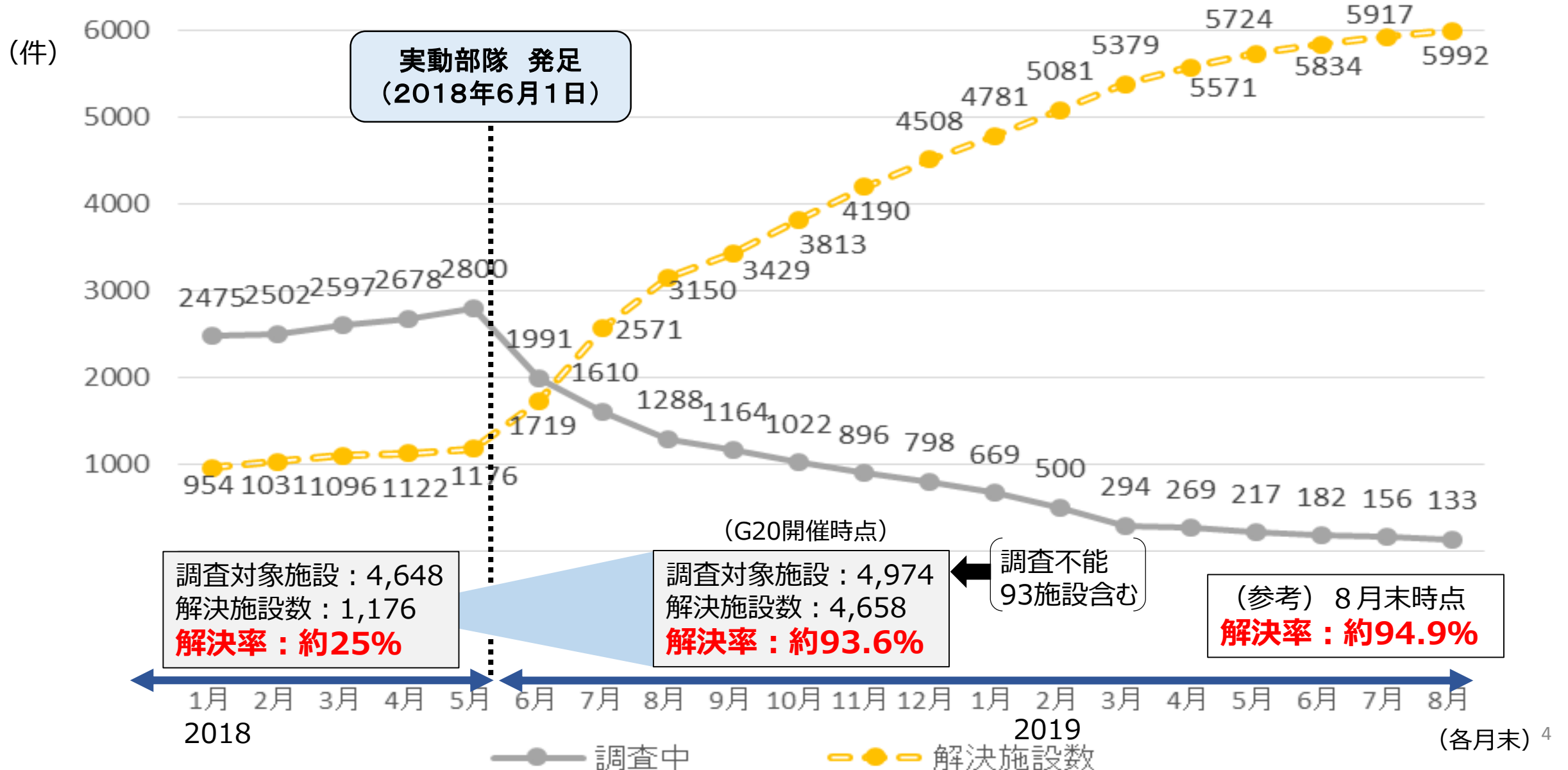
通報施設数等の推移

2019年度も**平均 7 8 施設／月**の通報が寄せられている



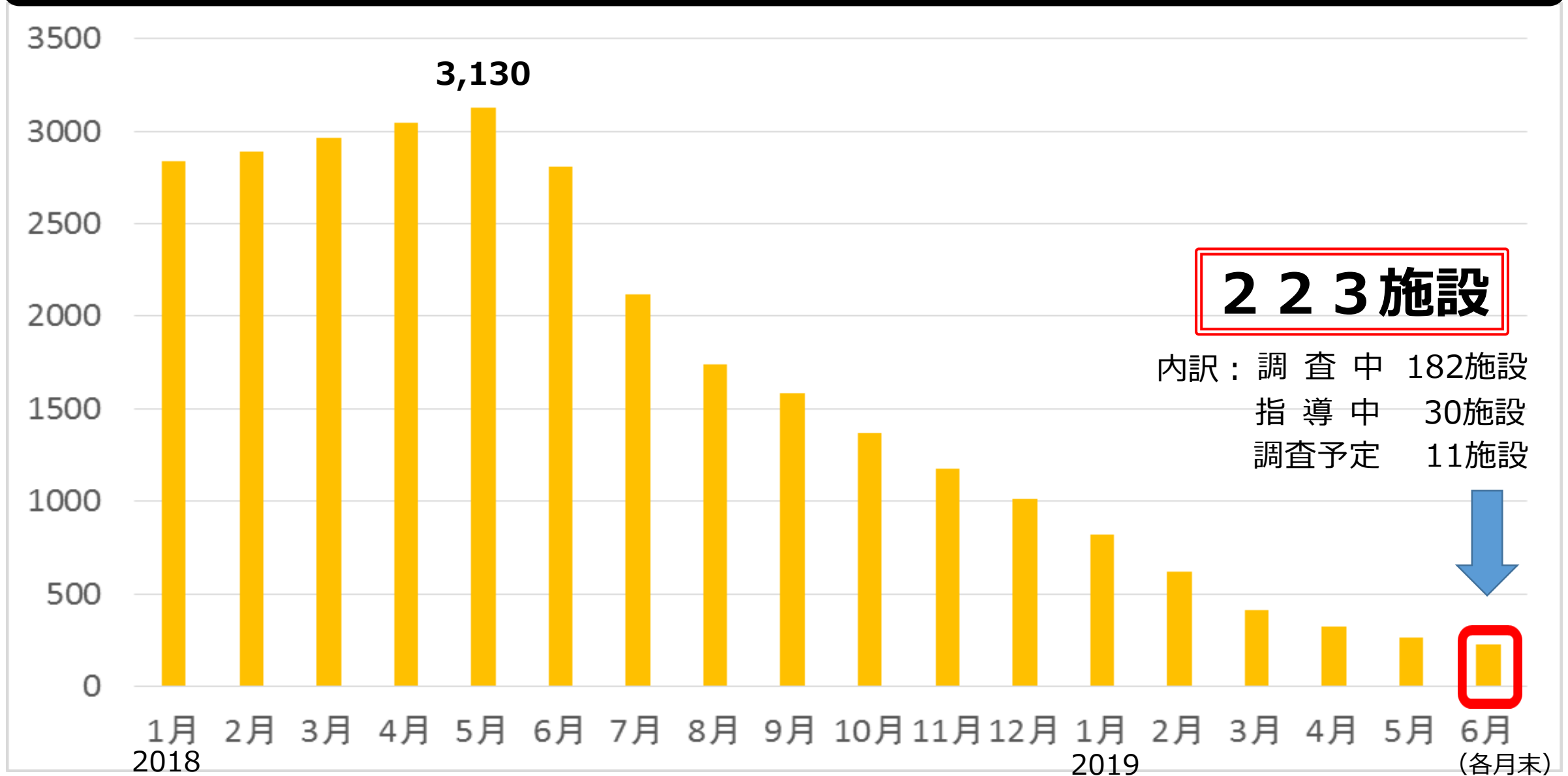
解決施設数の推移

実動部隊発足後の解決率（G20開催時点） **約93.6%** （発足前：約25%）



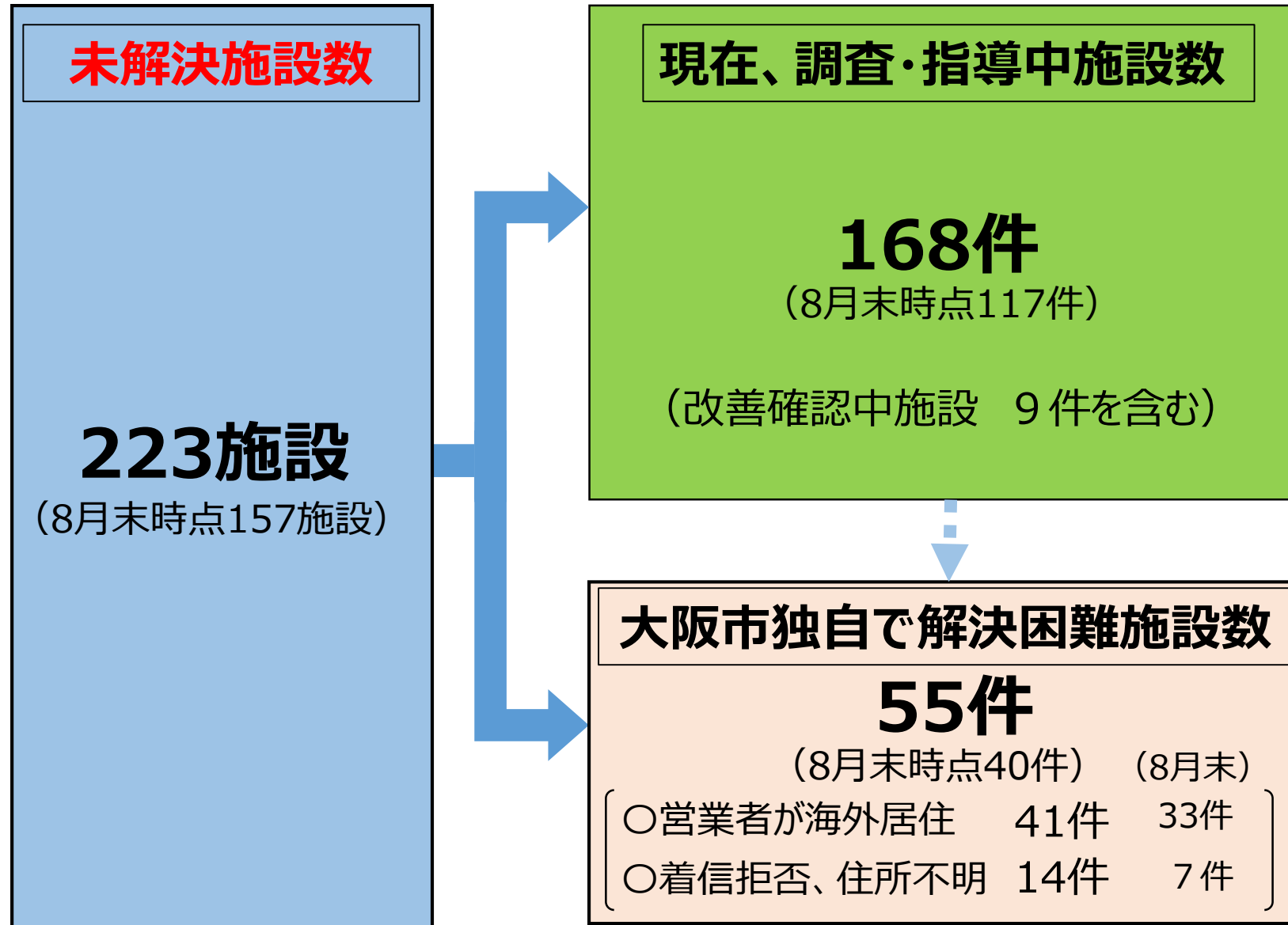
G20開催時点における未解決施設数

G20開催時点での未解決施設は223施設まで減少（8月末時点 157施設）



G20開催時点における違法民泊の状況 1

G20開催時点の未解決施設のうち、大阪市独自で**解決可能な施設数は168件**(8月末時点117件)



G20開催時点における違法民泊の状況 2

これまでの取り組みで、**適法民泊への誘導、違法民泊の排除について一定の成果が得られた**

2018年当初

違法民泊の施設数

約14,300件

(大手仲介サイト掲載数)

特区民泊

約1,500室

○違法民泊指導実動部隊の活動

- ・ 警察官OBの配置等、体制の強化
- ・ 延べ2万7千回を超える現場調査
- ・ 違法民泊通報窓口の周知

○仲介業者の適正化

- ・ 国への要望
- ・ 仲介業者との意見交換
- ・ 在阪外国公館等への要望

G20大阪サミット

違法民泊の施設数
223施設

特区民泊

8,189室

導入自治体の
9割以上

新法民泊

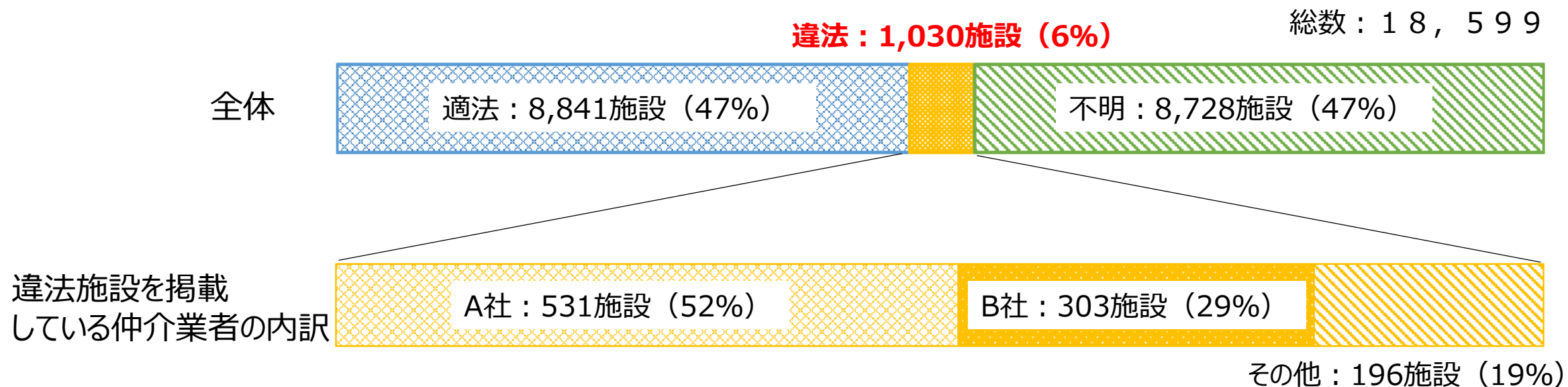
2,516件

全国1位
(約15%)

課題 1 (仲介サイトの掲載施設における適法性)

自治体が仲介業者の掲載リストの適法性について確認した結果に基づき、これまで2度にわたり観光庁に対して仲介業者の是正指導を求めたが、依然として、登録仲介サイトの「**違法**」及び「**不明（確認不可）**」の施設が53%あり、これが違法民泊の温床になっていると考えられる。

2019年3月末時点の仲介業者の掲載リストの適法性の確認結果



※ 適法民泊の情報を使用し、ホストと契約後に違法民泊へ誘導する事業者も確認できている。

観光庁及び（一般社団法人）住宅宿泊協会へ適法性の徹底したチェック等を要望

課題2（認定・届出施設に関する苦情について）

特区民泊、新法民泊の増加に伴い、**認定・届出施設に係る苦情が増加**

主な苦情内容・件数

- ・標識がない、苦情連絡先に繋がらない
- ・騒音、ごみの処理方法に関する苦情 等

	特区民泊	新法民泊 (2018年6月15日施行)
2018年度	198 約2.7倍	49 [62] 約2.9倍
2019年度 (8月末現在)	219 [526]	76 [182]

※ []は年間推定数

保健所での確認結果（8月末時点）

苦情連絡先等を記した**標識**の設置

違反 212件 / 803件

苦情連絡先の**架電**状況

違反 85件 / 299件

標識：苦情の申出先が明確

架電：いつでも責任者に申出ができる

指導を徹底し、住民の不安軽減に繋げる

民泊PT※（民泊をはじめとする宿泊対策プロジェクトチーム）
において、課題解決に向け検討

※ 副市長を委員長とし、市関係局（経済戦略局、都市計画局、消防局、環境局、市民局、健康局）で構成

課題2 (参考)

民泊にかかる課題解決のための対応策検討内容

◆ 法令等を遵守しない事業者に対する指導・処分の強化

民泊PT部会での資料を基に作成

対応策	解決できる課題	そのために必要な事項・ハードル
条例・要綱・ガイドライン等の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請前の周辺住民説明の徹底 ・苦情への適切かつ迅速な処理の徹底 <p>政令で定める基準の明確化 【特区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の適正化 ・消防法令への適合 <p>添付書類の義務化 【住宅宿泊事業】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国への確認 (法令の範囲内として認められるか)
国への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の適正化のため、行政処分等の法規定化 【特区】 ・事業者の適正化のため、住宅宿泊管理業（登録制）導入 【特区】 ・「廃棄物処理の適正化」及び「消防法令適合通知書」の添付義務化 【住宅宿泊事業】 	<ul style="list-style-type: none"> ・国での法整備

◆ 市民・周辺住民の民泊制度に関する理解促進

対応策	解決できる課題	そのために必要な事項・ハードル
市民への民泊制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民等への民泊に対する悪いイメージ・不信感の緩和 ・事業者と周辺住民等との間のトラブルの抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係局・区との協議・調整 ・事業者との連携

違法民泊の撲滅に向けて

- 1 根気強く、徹底的に**違法民泊への指導を継続**して行い、自治体独自での解決困難な課題については、**必要に応じ国等へ要望**を行う

適正な民泊サービスの普及に向けて

- 1 **既存施設の監視指導を徹底**するとともに、法令等を遵守しない事業者には認定の取消し等の処分を見据え、強い姿勢で取り組む
- 2 **法令等を遵守しない事業者に対する指導・処分を強化**するため、国や関係局と連携し課題解決に取り組む
- 3 民泊仲介サイトの適正化を促進するため、**住宅宿泊協会（住宅宿泊仲介業者等で構成）と連携**する